平成２４年（フ）第４９号
滋賀県近江八幡市日吉野町770番地　114号
債務者　友納　由博
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第６８号
滋賀県犬上郡多賀町大字敏満寺204番地、前住所滋賀県彦根市芹町８番13―205号
債務者　前田　恵子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第３６１号
広島市西区三滝本町２丁目２番１―301号　中田マンション
債務者　金子　淳美（旧姓中本）
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３９９号
広島市南区東雲本町２丁目21番２―502号
債務者　髙先　絵梨（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８７号
愛媛県松山市北条辻1572番地27
債務者　川﨑　充泰
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５０号
愛媛県西条市楢木244番地２　サンワタチバナ701号、前住所愛媛県西条市洲之内甲245番地５
債務者　堤　　昭仁
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第５７号
愛媛県西条市小松町新屋敷甲297番地１
債務者　伊藤　義春
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第５８号
愛媛県新居浜市南小松原町９番622号、前住所愛媛県新居浜市南小松原町８番５号
債務者　近藤　美佳（旧姓小野松）
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第８８号
福岡県久留米市原古賀町４番地３
債務者　江藤　香織
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１０７号
福岡県小郡市小郡74番地８
債務者　田中　利穂
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１０９号
福岡県久留米市六ツ門町18番地17
債務者　高倉　麻月
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１６５号
大分県由布市挾間町挾間354番地１
債務者　波多野　清
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１８０号
大分市大字森1229番地の１　ジュネス佐藤101
債務者　荻本　義幸
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３５号
沖縄県石垣市字真栄里414番地４
債務者　入波平佐保子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２４年（フ）第１０号
沖縄県石垣市字真栄里414番地８
債務者　入波平秋男
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２４年（フ）第１１号
沖縄県石垣市字真栄里414番地８
債務者　入波平　昭
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２４年（フ）第６６号
福島県郡山市田村町徳定字**学**干場53番地の２
債務者　横山　　武
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１２２号
兵庫県伊丹市北野５丁目18番地　大成ハイツ
債務者　濵崎　孝一
1　決定年月日時　平成24年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
神戸地方裁判所伊丹支部